

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成29年度
計画主体	白石町

白石町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 佐賀県白石町農業振興課
所在地 佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1
電話番号 0952-84-7121
FAX番号 0952-84-6611
メールアドレス nougyou@town.shiroishi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ 鳥類（カラス、カモ、ハト、スズメ、ヒヨドリ）
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	佐賀県白石町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害数値	
		被害面積	被害金額
イノシシ	柑橘類	0.2 ha	358千円
アナグマ タヌキ	イチゴ アスパラガス スイートコーン	0.13 ha	2,742千円
カラス	麦	0.5 ha	236千円
	野菜類	0.5 ha	1,060千円
	柑橘類	0.2 ha	391千円
	小計	1.2 ha	1,687千円
カモ	水稻	0.4 ha	316千円
	麦	1.9 ha	771千円
	野菜類	1.3 ha	5,041千円
	小計	3.6 ha	6,128千円
ヒヨドリ	野菜類	0.2 ha	126千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <p>山間部や麓での水稻・豆類(大豆)の踏み倒し、果樹・野菜(家庭菜園も含む)の食害の被害が多く発生している。</p> <p>近年は被害の少なかった民家周辺でも被害が多発しており、未管理地はもとより林道・水路の法面、圃場等が掘り起こされ、被害は減らない状況にある。</p>

○アライグマ

町内山間部で柑橘類を中心とした農作物の食害が発生していると考えられるが、他の中型哺乳類(アナグマ、タヌキ等)と被害が混同されている可能性があり、現状では農家等からの被害報告がなされていない。平地でも捕獲され、生息域は拡大傾向にある。山間部では幼獣も確認されており、繁殖活動を行っていることは確実である。

○アナグマ・タヌキ

町内全域で、11月から5月にかけてはイチゴやアスパラガスの施設に侵入し果実の食害や作土の掘り起こしが発生している。6月から9月にかけてはスイートコーンの圃場に出没し、被害を及ぼしている。多品目で被害が発生し、果実等の食害だけでなく、土中に生息している虫を捕食する際にアスパラガスを傷つけたり、ハウスバンドを噛み切ったりすることがある。

○カラス

町内全域で野菜等の育苗時や定植時に苗を引き抜くいたずらや、麦・大豆・柑橘類の食害が発生している。また、畜舎の近くにねぐらをかまえ、常時畜舎に出入りして牛や飼料を食い荒らしている。

○カモ

11月から4月にかけて、レンコン及び麦への食害、水稻(七夕こしひかり)の定植後の踏み倒しが発生している。

○その他(ハト、スズメ、ヒヨドリ)

麦、稲穂、ブロッコリー等への被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

○イノシシ

指標	現状値(平成28年度)	目標値(平成31年度)
被害面積	0.2ha	0.14ha
被害金額	358千円	250千円

○アライグマ

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害面積	0 ha	0 ha
被害金額	0 千円	0 千円

○アナグマ・タヌキ

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害面積	0.13 ha	0.09 ha
被害金額	2,742 千円	1,910 千円

○カラス

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害面積	1.2 ha	0.84 ha
被害金額	1,687 千円	1,180 千円

○カモ

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害面積	3.6 ha	2.5 ha
被害金額	6,128 千円	4,280 千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>捕獲体制は、農業関係団体と連携を図りながら、捕獲従事者の確保、はこ罠の購入、捕獲報償金の交付を実施している。</p> <p>イノシシについては、捕獲従事者を対象に研修会を実施し、被害対策の啓発活動を行ってきた。</p> <p>鳥類については、猟友会の協力のもと、随時駆除を実施している。</p> <p>捕獲した鳥獣は、埋却処分している。</p> <p>有害捕獲頭数(イノシシ)</p>	<p>高齢化等により、捕獲の担い手(捕獲従事者)が減少しているため、新たな捕獲従事者の確保と育成が必要である。</p> <p>捕獲したイノシシの処分(埋設等)やはこ罠の見回りにも多大な労力と経費を必要とし、捕獲従事者の負担が大きく、捕獲意欲の減退に繋がっている。</p> <p>被害防止のために地域全体で取り組むことが重要であるが、捕獲従事者に頼りきりになっている。鳥獣被害を地域全体の問題として捉え、住民や農業者に日頃から被</p>

	26年 192頭 27年 269頭 28年 252頭	害防止活動に取り組んでもらう。
防護柵の設置等に関する取組	ワイヤーメッシュ柵・電気柵の設置(貸与)をし、侵入防止に努めている。 ワイヤーメッシュ柵の設置(貸与)距離 26年度 2,100m 27年度 560m 28年度 0m 電気柵の設置(貸与)数 26年度 32基 27年度 0基 28年度 0基	電気柵・ワイヤーメッシュ柵の設置後の管理が不十分で効果を発揮していない箇所が見られる。 個人を単位とした侵入防止柵の設置が多いことから、地域一体となった広域的な取組を推進する必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

県の鳥獣被害防止対策指導員養成研修を受講した町・農協・農業共済組合など関係者による鳥獣被害対策チームを設置し、被害発生集落に対して被害実態や被害対策の問題点を把握し、集落座談会等を利用して、効率的な被害防止対策（イノシシの隠れ場所となる未管理地の藪払い、餌付け要因となる収穫残渣や家庭ごみの撤去、電気柵の適正な設置方法や管理、ワイヤーメッシュ柵による広域的な設置）について指導し、集落全体が一体となった取り組みが講じられていくよう推進していく。

被害が多発している集落に捕獲班を設置し、捕獲従事者の補助的な活動を行ってもらうと同時に、生産者（農家）の方に狩猟免許を取得してもらい、自衛的な捕獲を推進する。

アライグマは特定外来生物であり、強力な繁殖力と幅広い食性をもつことから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、防除実施計画書を策定し、捕獲を行い、分布の縮小、個体数の減少

及び被害低減を図る取組みを本計画に基づき実施していく。
 アナグマ・タヌキについては小型捕獲器を貸し出し、自衛防衛に努める。
 カモ・カラスについては強化月間を設け、一斉駆除に努める。
 また、研修会への参加、他市町と情報交換等の広域的な連携により、効果的な対策を推進していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

佐賀県猟友会白石支部への捕獲や駆除委託により捕獲を実施する。また、白石町鳥獣被害対策実施隊と佐賀県猟友会白石支部が連携し、効果的な捕獲の実施により、被害の軽減を図る。イノシシのより確実かつ効率的な止め差しを行えるよう、実施隊員はライフル銃を所持している。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度 ～31年度	イノシシ	・人材の育成と捕獲従事者の確保のために、狩猟免許取得事前講習会費用の助成、技術育成のために捕獲技術向上研修会を実施する。 ・捕獲機材(はこ罠・くくり罠)の整備を行う。
	アライグマ アナグマ タヌキ	・捕獲機材(はこ罠)の整備を行う。
	カラス	・一斉駆除の実施。
	カモ	・一斉駆除の実施。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○イノシシ	隔年で増減する傾向にあるが、近年の捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を300頭とする。 (26年：192頭、27年：269頭、28年：252頭)
○アライグマ	生息数は増加傾向にあり、イチゴハウスに侵入し、果実の食害やビニールハウスの損害が出ている。近年増え続けているので、捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を10頭とする。 (26年：4頭、27年：2頭、28年：5頭)
○アナグマ・タヌキ	生息域は拡大傾向にあり、農作物の生育にあわせて移動している。圃場やハウスに侵入し、土の掘り起こしによる作物の損傷や食害、施設の損害が出ている。捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を15頭とする。 (26年：14頭、27年：8頭、28年：3頭)
○カラス	生息数は増加傾向にある。野菜等の定植時期の食害やいたずらにより被害が増加している。捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を50羽とする。 (26年：54羽、27年：21羽、28年：15羽)
○カモ	レンコン、麦、水稻の定植及び収穫時に食害による被害が発生している。また、海苔養殖場での被害も発生しており、被害範囲は拡大傾向にある。近年の捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を50羽とする。 (26年：40羽、27年：5羽、28年：1羽)

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画頭数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画頭数		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
アナグマ・タヌキ	15頭	15頭	15頭
カラス	50羽	50羽	50羽
カモ	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
○イノシシ 猟友会白石支部と委託契約を締結し、捕獲体制の維持・拡充を行う。
○アライグマ 防除実施計画に基づき、通年、はこ罠による捕獲を実施する。
○アナグマ・タヌキ 町内全域で、随時、はこ罠による捕獲を実施する。
○カラス・カモ 被害が発生している場所、生息地で銃器による駆除を実施する。また、カラスの生息地に捕獲檻を設置し、捕獲に取り組む。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシは厚い皮膚と肉で臓器が守られているため、殺傷能力の高いライフル銃での止め刺しが確実かつ効率的で、捕獲従事者の負担が軽減される。

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
捕獲許可権限移譲済	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ アライグマ アナグマ タヌキ	電気柵 基（）	電気柵 基（）	電気柵 基（）
	ワイヤーメッシュ 0.35 km	ワイヤーメッシュ 1 km	ワイヤーメッシュ 1 km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29～ 30	イノシシ	地域における懇親会や現地研修会等により、地域住民が主体となり、地域が一体となった被害防止対策（隠れ場所となる耕作放棄地等の藪払い、餌付け要因となる収穫残渣や家庭ごみの撤去）の取組の普及啓発を進める。 また、生息環境管理の取組として、実施隊による放任果樹や収穫残渣の調査、緩衝地帯設置の推進・指導、整備済みの侵入防止柵の防除効果を高めるための適正管理の指導等を実施する。
	その他鳥獣類	鳥獣の生態に応じた適切な被害防止対策研修を開催し、地域住民へ被害防止活動の普及啓発を進める。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

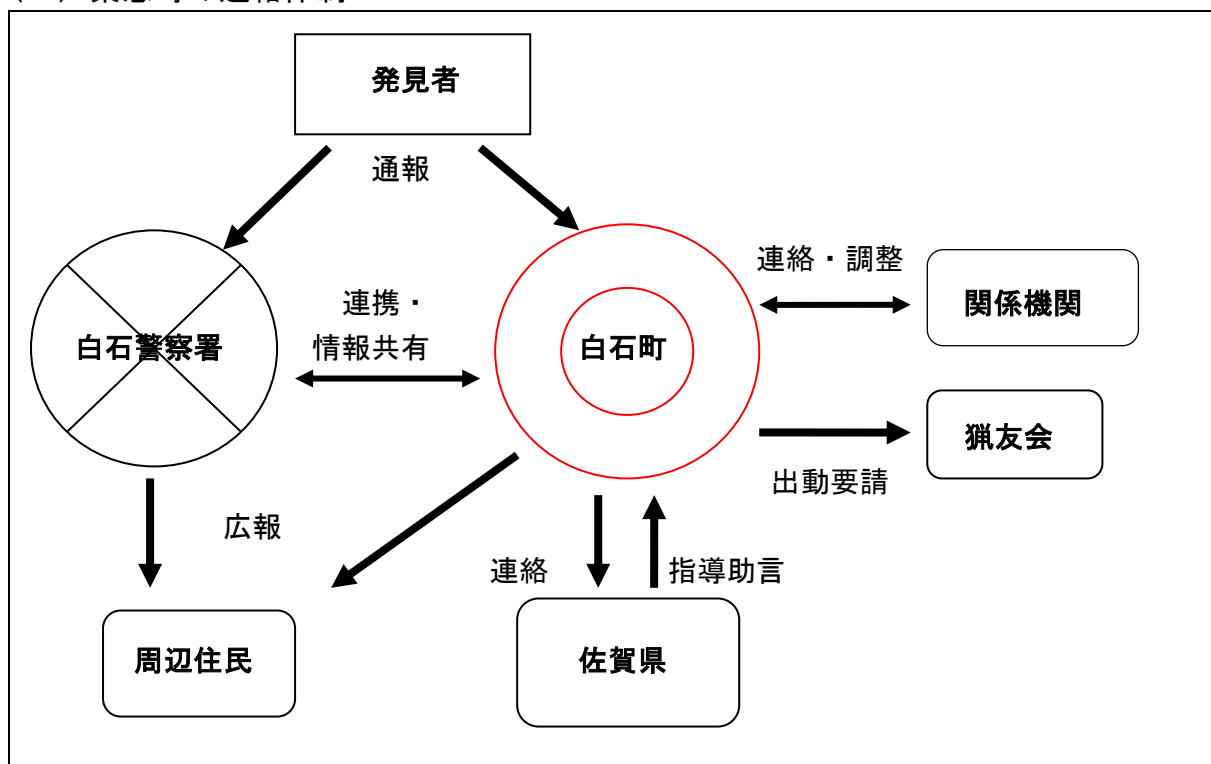
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
白石町	関係機関との連絡調整、情報収集、緊急時の現場対応、平常時の注意喚起
白石警察署	住民の安全確保、避難指導、広報、交通整理・規制、関係機関への連絡、緊急時の現場対応
佐賀県猟友会白石支部	緊急時の現場対応

佐賀県	指導助言
-----	------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	白石地区有害鳥獣等駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
白石町農業振興課	協議会に関する連絡、調整 被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 農家への助言指導
佐賀県農業協同組合 (白石地区中央支所)	被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 農家への助言指導

杵島地区農業共済組合	被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 農家への助言指導
佐賀県猟友会白石支部	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施
地元農家	有害鳥獣関連情報の提供、被害状況調査 被害対策実施
佐賀県杵藤農林事務所	被害防止対策事業に関する情報提供 指導助言
佐賀県杵島農業改良普及センター	被害防止対策事業に関する情報提供 指導助言
白石町鳥獣被害防止対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供、被害状況調査 捕獲の実施

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐賀県生産者支援課	被害防止対策事業に関する情報提供 指導助言
佐賀県農業技術防除センター	被害防止対策事業に関する情報提供、被害防止技術の情報提供、その他必要な援助

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年2月1日に白石町長が指名する白石町職員2名及びわな猟免許または第1種猟銃免許を所有する者3名の計5名からなる白石町鳥獣被害対策実施隊を編成している。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

県の鳥獣被害対策指導員養成研修を受講した町・農協・農業共済組合等関係者による鳥獣被害対策チームを設置し、集落座談会等を利用して被害

防止対策の啓発などを行い、集落が一体となった被害防止対策の取組を推進する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、捕獲現場での埋設等により適切に処理する。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接市町（隣接協議会）と情報交換を行いながら、広域的な被害防止対策を実施する。防護・捕獲・地域の環境整備を三本柱として被害軽減に取り組んでいく。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。